

〈科学的社会主義の古典選書〉

多数者革命

エンゲルス 不破哲三 ◆ 編集・文献解説

新日本出版社

編集者のまえがき

今回、古典選書の新しい試みとして、マルクス、エンゲルスの二つの選集——マルクス『インタナショナル』とエンゲルス『多数者革命』を編集・刊行することにしました。

この二つの分野は、マルクス、エンゲルスの理論展開の重要な領域でありながら、まとまった著作がないために、『マルクス・エンゲルス全集』で個々に必要な文献を拾って読む以外には接近することがむずかしい分野になっていましたが、現在では、その全集の入手もいよいよ困難になっています。

そういう状況を考えて、この二つの選集を編むことにしました。翻訳は、『全集』日本語版を刊行してきた大月書店の了解をえて、『全集』でやりとげてきた成果を利用していただくことになりました。

マルクス『インタナショナル』では、創立（一八六四年）からヨーロッパでの活動終結（一八七二年）までおよびその後の関連文献二五篇を選びました。インタナショナルの活動の歴史とそこでのマルクス、エンゲルスの主要な発言が分かるものとするように努力したつもりです。

エンゲルス『多数者革命』は、ドイツで労働者党の議会・選挙活動が現実の問題になり、多数者革命という革命路線が姿を見せはじめた一八六〇年代から、エンゲルスがマルクスの著作『フランスにおける階級闘争』を編集し、その「序文」で多数者革命路線の歴史的総括をまとめた一八九五年まで、約三〇年にわたる諸文献一九篇を収録しました。そこには、ドイツを中心に、ヨーロッパとアメリカの革命運動の情勢と路線

を考察したこの時期の主要な論文が収められています。

選集の表題を、マルクス『インタナショナル』、エンゲルス『多数者革命』としたのは、前者ではマルクスの文献、後者ではエンゲルスの文献が、圧倒的な比重を占めているからです。どちらも、科学的社会主義の立場での革命論の探究という、二人の共同の事業、共同の考察を表現した選集ですから、あわせて活用していただければありがたい、と思います。

編集にあたっては、全体についての編集者の解説はおこなわず、論稿ごとに「文献解説」をつけました。それを読みつぐことで、ある程度、全体の流れをつかんでいただければありがたい、と思います。

最後に、凡例的な事項について、述べます。

1. 翻訳は、大月書店の『全集』版を継承させていただきました。訳語の統一の観点から、また私たちの研究の反映として、訳語や訳文を変更したところがごく一部にありますが、その箇所できくに特記することはありませんでした。

2. 収録した文献に、マルクス、エンゲルスが責任を負ういろいろな言語での版がある場合、『全集』では、もともとの文章からの翻訳を基本にしながら、他国語の版との相違をこまかく注記することをきまりにしていたようです。この選集では、この種の注記は全体としては省略し、とくに重要な意味を持つ場合にかぎって、版の違いによる変更を文中へとして注記しました。

3. マルクス、エンゲルスは、古典の文章や慣用句などを引用する場合、その原典の原語での表現のままでおこなうことがしばしばあります。その場合、『全集』版では、日本語訳に原語の字句を併記していましたが、ここでは、それらはすべて省略しました。

4. 「注」については、『全集』には、各巻の最後にある編集部「注」にくわえ、訳者の「注」や文中「〔〕」内に訳者がつけた「注」などがあります。それらも参考にしながら、この選集なりの内容と手法で、文献を読む上で必要な「注」をつける努力をしました。

「注」の付け方は、次の通りです。

1. *印を付した注および文中の丸括弧（ ）の注は、マルクス、エンゲルスが付けたもの。
2. 編集者の注は、〔★〕印と論文ごとの通し番号をつけてその箇所を示し、注記の内容はその論文の末尾に一括して掲げました。ただ、原文の脱落箇所などは、その箇所を〔#〕印で示し、その段落のあとに説明をつけました。

なお、人名、地名、事項などの短い説明は、文中に角括弧〔 〕で挿入しました。

二〇一〇年六月

不破 哲三

目次

編集者のまえがき 3

- エンゲルス 「プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党」から（一八六五年） 9
- エンゲルス 『ドイツ農民戦争』一八七〇年版の序文 34
- エンゲルス 『ドイツ農民戦争』一八七〇年版の序文への追記（一八七五年） 52
- エンゲルス 一八七七年におけるヨーロッパの労働者（一八七八年） 65
- マルクス 「社会主義者取締法にかんする帝国議会討論の概要」から（一八七八年） 93
- マルクス フランス労働党の綱領前文（一八八〇年） 100
- エンゲルス 二つの模範的な市町村議会（一八八一年） 103
- エンゲルス 労働者党（一八八一年） 110
- エンゲルス ビスマルクとドイツ労働者党（一八八一年） 116
- エンゲルス 一八四五年と一八八五年のイギリス（一八八五年） 122
- エンゲルス アメリカの労働運動（一八八七年） 134
- 『イギリスにおける労働者階級の状態』アメリカ版への序文
- エンゲルス ブルジョアジーの辞職（一八八九年） 149
- エンゲルス 一八九〇年のドイツの選挙（一八九〇年） 157
- エンゲルス さてどうするか？（一八九〇年） 165
- エンゲルス ドイツにおける社会主義（一八九一年） 173
- エンゲルス 尊敬するジョヴァンニ・ボーヴィオへの回答（一八九二年） 196
- エンゲルス 将来のイタリア革命と社会党（一八九四年） 201
- エンゲルス フランスとドイツにおける農民問題（一八九四年） 208
- エンゲルス マルクス『フランスにおける階級闘争』一八九五年版への序文 239

エンゲルス 「プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党」から（一八六五年）

〔文献解説〕 エンゲルス「プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党」は、マルクスのすすめ（一八六五年一月二五日付のマルクスの手紙 全集③三六ページ）で書き、一八六五年二月末にハンブルクで出版した労作である。それは、一八四八〜四九年のドイツ革命の敗北後に、マルクス、エンゲルスがドイツ革命の戦略をまとめた形で論じた最初の論説となった。

この論説の執筆には、二つの大きな政治的背景があった。

（一）一つは、当時、プロイセン政府とブルジョアジーのあいだで、議会を舞台に「憲法紛争」と呼ばれる政治対決が展開されていたことである。「紛争」の直接の主題となったのは、プロイセン政府が、オーストリアとの戦争に備えてくわだてた軍備の大拡張と軍隊制度の改革の是非という問題だった。当時のプロイセン議会は、政府を選ぶ権利も法律を制定する権利もたない、君主専制国家の付属物という存在だったが、その議会でも、予算審議権だけは憲法で認められていた。議会の多数派は、ブルジョアジーを代表する「進歩党」がにぎっていた。進歩党は、六〇年代はじめに結成された政党で、最初に迎えた六一一年一二月の選挙で一気に第一党の地位を獲得し、予算をめぐる政府のやり方に注文をつけ

た。そのことに怒った政府は議会を解散したが、六二年五月の総選挙では進歩党がさらに大きな勝利を得、同調する他の諸派をあわせて下院の絶対多数をにぎる地位を確立し、九月には、政府が提出した予算案を否決してしまった。こうして、「紛争」は、軍事改革の是非の問題から、議会の予算審議権と君主の大権のどちらが重いか、という問題にもかかわる政治対決の様相をも帯びるにいった。

プロイセン君主制をもゆるがしかなない事態に直面して、プロイセン国王は、その打開策として、切れ者で知られたビスマルク（一八二五―九八）の登用を決断した。彼はフランス大使としてパリに駐在していたが、急遽呼び戻して、首相に任命し、ブルジョア諸党の反抗を抑え込んで、軍制改革・軍備拡張を強行する任務に当たさせた。ビスマルクは、首相としてただちに議会に出かけ、「現下の大問題は、言論ではなく、鉄と血をもってのみ解決されるものだ」と演説し、憲法上の抜け道を巧妙に利用して、議会無視のやり方で軍備拡張・軍制改革を方針どおり強行した。ビスマルクが「鉄血宰相」と呼ばれたのは、ここからである。

こうして、ビスマルクの剛腕で当面の危機はのりきったものの、紛争はおさまらず、政府と議会の緊張した関係はさらに数年にわたって続いた。

エンゲルスがこの論説を書いたのは、この時期だった。

(二) もう一つの背景は、ドイツの労働者運動の状況にあった。

当時のドイツでは、労働者党と呼ばれる組織は、一八六三年五月にラサール〔★1〕を会長として結成された「全ドイツ労働者協会」しか存在しなかった。この組織は、「普通選挙権」を手段として「国家補助による協同組合」をつくるというラサール提案の実現を、唯一の目的とした協会で、ラサールの個人支配、個人崇拜の色合いのきわめて濃厚な組織であり、その性格は、労働者党というよりは、教祖ラサールの教義を絶対原理とする宗派（セクト）に属するものだった。教祖のラサールは、六四年八月、決闘で命を落としたが、組織と運動の性格は変わらなかった。

そこには、さらに大きな問題があった。マルクス、エンゲルスは、この組織の結成の報を聞いた最初るときから、それが「国家補助」の獲得を唯一の最大の目標としていることから、労働者運動をプロイセン国家に結びつける運動となることについて、大きな懸念を抱いていた（マルクスからエンゲルスへ 一八六三年四月九日 全集⑩など）。この懸念は、やがて明白な現実となった。全ドイツ労働者協会が発足したのは、まさに「憲法紛争」のさなかの時期だったが、運動は、親ビスマルク・反ブルジョアという性格を、いよいよあからさまに示すようになっていった。

プロイセン議会には、労働者が代表を送る条件はなく、その意味では、労働者階級は「憲法紛争」の圏外におかれていた。しかし、ブルジョアジーが、限られた範囲の要求であっても民主主義の要求をかかえて封建的君主制政府と政治対決をおこなっている時、それにたいしてどういう態度をとるか——この問題は、ドイツの労働者階級にとって避けることのできない問題であり、労働者党にとってはなおさら鋭く問われる問題だった。もつと